

## 介護職員等特定処遇改善加算

### 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的な考え方」

『2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、介護職員等特定処遇改善加算を創設し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとし、更なる処遇改善を行ったところである。なお、訪問介護、訪問リハビリテーション、略 並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、処遇改善加算及び特定加算の算定対象外とする。』（老発0305第6号 令和2年3月5日）

### 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

#### [介護福祉士の配置等要件]

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（訪問介護にあっては、特定事業所加算Ⅰ又はⅡ、略 介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算Ⅰイ又は日常生活継続支援加算）を算定していること。

#### [処遇改善加算要件]

処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していること。

#### [職場環境等要件]

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く）の内容をすべての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。

#### [見える化要件]

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。  
賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

#### [特定加算の算定要件]

加算を取得するに当たっては、取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと。

## 職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

分類	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	賃金規程において、推薦資格を含めた等級基準総括表（キャリアパス基準書）を作成、人事考課との連動を図っています。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入	仰臥位入浴用の電動リフト、座位入浴用の個別浴槽を導入し、入浴介護時の介護職員の負担を軽減しています。また電動ベッド（低床ベッド）を順次導入し、排泄介助、移乗時の介護負担の低減、及び転落事故の予防対策を行っています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	マニュアル及びチャート化した手順書を作成しています。事故防止委員会などを定期的に関き、同時に研修も全職員向けに開催しています。事業所ごとに責任者と分担を定め、報告の流れ、対応等を明確化しています。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	全職員（パートも含む）に対して、雇入時健康診断、夜勤職員配置換え時健康診断、年1～2回の定期健康診断、年2回の介護職員の腰痛検査を行っています。また年1回業者委託によるストレスチェックを行い、産業医と連携したメンタルヘルスを行っています。他に職員休憩室・分煙スペース等の整備も行っていきます。
その他	非正規職員から正規職員への転換	パートタイム労働者等就業規則において正職員への転換を明記し、契約更新時に積極的に転換を促しています。